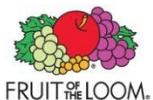


サプライヤーガイドライン



定義

監査：FOTL、第三者監査会社、またはその他のビジネスパートナーが、工場が特定の要件を満たしているかどうかを判断し、欠陥や懸念のある領域を特定するプロセス。

改善計画（CAP）：ソーシャル・コンプライアンス監査レポートやセキュリティ監査レポートの指摘事項を改善するための方法を詳述した行動計画。CAPには、各指摘事項、指摘事項の根本的な原因、改善に必要なアクション、責任者、最終期限日時、およびアクション完了のステータスが記載されている。

工場：サプライチェーンのいかなる段階において、商品が生産されたり、倉庫保管されたりする物理的な場所。

公正労働協会（「Fair Labor Association、FLA」）：世界中の工場や農場で労働に従事する何百万人もの人々が、労働に対して公正な報酬を受け、健康、安全、福祉におけるリスクから確実に保護されるよう協力し合う企業、大学、市民社会組織の国際ネットワーク。

国際労働機関（「International Labour Organization、ILO」）：国連加盟国の政府、雇用者、労働者が一体となり、労働基準の設定、政策の策定、あらゆる人々のためにディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するプログラムを考案する国連唯一の三者構成機関。

下請け業者：Fruit of the Loom（またはその関連会社）の発注書を発行したサプライヤー以外の業者で、当社製品生産に直接関わるサプライヤーのプロセスを請け負う。下請けプロセスの例としては、裁断、縫製、またはその後の作業（例：刺繍、プリント、ブランド入り完成品の洗いなど）がある。

サプライチェーン：製品の生産と販売（サプライヤーからメーカーへの原料支給から、最終顧客への最終発送に至るまで）に携わる個人、組織、供給源、活動および技術のネットワーク。

Fruit of the Loom およびその関連会社（以下、総称して Fruit of the Loom または FOTL）では、環境への影響とビジネスのニーズ、当社のサプライチェーンに関わる人々、そして事業を運営する地域社会のバランスを取りながら、社会的に責任あるやり方での事業運営を行うことを約束します。当社は社会的責任を共有するサプライヤーを選択し、持続可能なサプライチェーンを実現するために力を合わせます。

FOTL 行動規範は、倫理的かつ合法的なビジネス慣行確立のための出発点であるばかりでなく、人権や環境への気遣いでもあります。FOTL 行動規範に対するサプライヤーの遵守度は、第三者監査会社によって定期的に監査されます。サプライヤーには、自身の操業に関して常時、透明性が求められます。

当社は継続的な改善を行える環境を促進しており、改善が必要な状況が生じた場合にはサポートいたします。当社は、ビジネスと人々のニーズに見合うサプライチェーン内で協力し、共有環境への影響を最小限に抑えるような方法で操業すべきと考えます。

この『サプライヤーガイドライン』は、直接 Fruit of the Loom のために、またはその関連会社のために、当社ブランド製品の生産に携わる工場に対して、Fruit of the Loom が期待するソーシャル・コンプライアンスの概要説明の資料として使用してください。

この文書で使用されるチェックマーク記号は、特定の行動が求められることを強調しています。

行動規範

FOTL では、最高水準の企業倫理と人権および環境の尊重に則り事業を遂行することに尽力しています。当社製品を供給する請負業者、下請け業者、ライセンサーその他の指定ビジネスパートナー等の全工場においても、同じコミットメントを求めています。[FOTL 行動規範](#)は、当社のサプライヤーがこのコミットメントを確実に果たすための基準を示すもので、ILO の基本条約の原則と FLA 職場行動規範に基づいています。



工場は、FOTL の行動規範を、外国人労働者を含む各従業員が理解できる言語で掲示する必要があります。工場内で従業員や訪問者が見やすい場所に掲示してください。そのサイズは、11×17 インチ または A3 サイズとします。すべての従業員に対して毎年 FOTL の行動規範トレーニングを実施し、FOTL から求められた場合はその記録を送信してください。FOTL は、サプライヤー管理チームを対象に行動規範のトレーニングを実施します。

行動規範の一部について詳細を下記に掲載しましたのでご確認ください。

安全衛生

バングラデシュで操業中の工場は、Fruit of the Loom の全面的な連携および協力のもとに、Nirapon または RMG サステナビリティカウンシル（「RSC」）加盟要件を満たす必要があります。

強制労働

Fruit of the Loom は強制労働を使用してはなりません。これには、サプライチェーンにおける囚人労働、奴隷労働、または労働者に不利益な契約が含まれますが、これらに限定されません。FOTL の行動規範では、サプライヤーは各自のサプライチェーンを監視し、各自工場および当該サプライチェーン内の施設が強制労働または人身売買に関与しないための措置を講じる必要があります。つまり、Fruit of the Loom のすべてのサプライヤー、請負業者、下請け業者、ライセンサー、およびその他の指名ビジネスパートナーは、各自のサプライチェーンで強制労働および人身売買を禁じ、求めに応じてコンプライアンス活動の証拠を提供する必要があります。追加のガイダンスとして、Fruit of the Loom のすべてのサプライヤー、請負業者、下請け業者、ライセンサー、およびその他の指定ビジネスパートナーに以下が適用されます。

- 囚人労働、奴隷労働または労働者に不利益な契約労働を使用してはならない。
- 労働者は、採用または就職あっせんを理由に第三者または雇用主に借金をしてはならない。

- 労働者は、求職中、派遣中、または雇用の継続のために、雇用関連費用に伴う手数料、税金、手付金、または保証金等の支払を一切行ってはならない。これには、所得税控除、社会保険、または政府当局によって法的に定められているその他の同様の源泉徴収は含まれない。支払が禁止されている手数料の例：人材斡旋会社に対する料金/手数料、法的に定められている医療検査または免疫、パスポート、就労ビザ/許可、渡航、ID バッジまたはタイムカード、公証人またはその他の法定料金。
- 実際の雇用条件は、採用時に署名した契約書に準拠していること。
- 海外からの移民労働者には、居住地を変更する前に基本的な雇用条件を知らせておくこと。
- 労働者本人から書面で許可を与えられていても、人材斡旋・派遣会社または工場が本人確認書類の原本および金銭を管理または保留してはいけない。
- 労働者に、工場が手配する住宅に住むように強いてはいけない。
- 労働者は、就労時間後、および無給の休憩時間中に工場から退出することを制限されてはならない。
- 残業を強制してはいけない。
- サプライチェーンで強制労働および人身売買が利用されていないことを確認するために、強制労働に関する方針および手続きが文書化され実施されていること。
- 強制労働に関する方針および手続きの見直しと更新が毎年行われること。
- 強制労働の事例の記録、および綿の原産地の記録（該当する場合）を保管すること。
- 従業員を対象に（監督者を含めて）、強制労働に関連してそれぞれの職務に適用される手続きが改定された時点で、強制労働に関する方針や手続きのトレーニングを実施し、トレーニング記録を保管すること。

ウズベキスタンとトルクメニスタンの綿



ウズベキスタンとトルクメニスタンで生産される綿は、国家が支援する強制労働によって収穫されていることが知られています。児童労働および強制労働の慣行は、当社の行動規範に対するゼロトレランス（容認不可）の違反であり、どのような状況下でも容認されることはありません。人権尊重を公約する会社として、当社では、すべてのビジネスパートナーに対し、直接・間接を問わずウズベキスタンまたはトルクメニスタンから綿の購入を控えることを要求します。また、いかなる FOTL 製品の生産にあたって、ウズベキスタンまたはトルクメニスタンから綿を使用する供給業者からの糸および織物の調達を控えることを要求します。さらに、当社のビジネスパートナーに対して、FOTL のために生産される全製品の製造に使用される綿の原産地を特定する記録を保管することを要求するとともに、監査中に記録を提供できるようにすることを要求します。

当社は、この非常に重要な問題について常に最新情報を入手するために尽力します。この方針への違反が判明した場合は、適宜改善していただきます。場合によっては最終的に当社とのビジネス関係を打ち切ることもあります。

北朝鮮の労働者

米国の法律、敵対者に対する制裁措置法（CAATSA）では、いくつかの例外を除き、北朝鮮の国民または住民によって全部または一部が採掘、生産、または製造された重要な商品を米国に持ち込むことを禁じています。当社のサプライヤーおよびライセンシーは、各自の生産現場およびサプライチェーンで強制労働が使用されていないこと、および当社の書面による許可がない限り、北朝鮮の住民または国民が生産およびサプライチェーンで使用されていないことを確認する責任があります。これには、すべてのライセンシー、およびすべてのサプライヤー（原料から最終工程まで）が含まれます。

中国の新疆ウイグル自治区（XUAR）

XUAR で人権侵害や強制労働が横行しているとの申し立てを受けて、米国議会は 2020 年に成立したウイグル人権政策法を改正し、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）を可決しました。UFLPA では、XUAR で全部または一部が採掘、生産、製造された製品、XUAR 政府と協力して強制労働力の募集、輸送、収容、受け入れに関わる事業者が生産する製品、または XUAR から材料を調達する事業者が生産する製品を米国へ輸入することを禁じています。UFLPA の反証を許す推定を覆すには、輸入者は、明確かつ説得力のある証拠を提示し、製品が強制労働の使用によって生産されたものではないことを立証しなければなりません。また UFLPA は、XUAR での強制労働

に關与している、責任者の立場にある、または推進していると判断された人物に対する制裁を承認しています。米国税関国境保護局（CBP）は、サプライチェーン内での強制労働に關連して違反商品保留命令（WRO）を出すことを許可されています。

UFLPA に加えて、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、中国の少数民族と宗教的少数派、主に XUAR の少数派の生体認証監視、追跡、および顔認識を積極的に支援しているその他の事業体を「中国軍産複合体企業」（CMIC）に指定し、「非 SDN 中国軍産複合体企業」リスト（NS-CMIC リスト）に追加しました。NS-CMIC リストに掲載された CMIC が発行する上場有価証券の特定の取引に、米国人が關与することは禁じられています。OFAC はこれまでもグローバルマグニツキーの制裁法に基づいて、XUAR の少数民族に対する人権侵害に關与した個人と事業体を指定していました。

さらに、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、別の外国組織を新たに「エンティティリスト」に追加する最終規則を発行しました。このエンティティリストでは、米国の国家安全保障または外交政策の利益に反する活動に關与している事業体が特定されており、XUAR での人権侵害および強制労働もこの活動に含まれます。エンティティリストに掲載される事業体には、輸出管理規則の他の部分で述べられている要件を補足するライセンス要件と方針が適用され、新たに追加された事業体への輸出、再輸出、または国内移動に關するライセンス要件の例外はありません。

2021 年 7 月に米国國務省、財務省、商務省、国土安全保障省が共同で発行し、後日更新された新疆ウイグル自治区サプライチェーンアドバイザーでは、XUAR とつながりがあるサプライチェーン、ベンチャー企業または投資から撤退しない企業や個人が直面するであろうリスクについて説明しています。

FOTL のサプライヤーが XUAR で商品または材料（綿および綿を含む糸や生地が含まれるが、これらに限定されない）を生産、製造すること、または XUAR から当該商品または材料を調達することも、別の方法で NS-CMIC リストに指定されている CMIC、BIS エンティティリストに指定されている事業体、またはそれらの子会社の活動を直接または間接的に支援することも禁じられています。前述の文書の提出を求められた場合は、FOTL の独自の裁量により満足のいく証拠を提示しなければなりません（サプライチェーンのセクションを参照してください）。中国と取引を行う FOTL のサプライヤーは、新しい制約事項を定期的に確認し、各社のポリシーや手続きが現行の経済制裁、輸出入要件に適合していることを見直す必要があります。

法律の遵守

2012年8月22日、米国証券取引委員会は、ドッド・フランク法（ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法）のセクション 1502 により、公開会社またはその株式発行人に対し、コンゴ民主共和国（DRC）またはその隣接国（DRC とともに、「対象国」）原産の紛争鉱物を使用した場合、その開示を求めることを最終規則として採用しました。セクション 1502 の「紛争鉱物」には、タンタル（コロンバイト-タンタライトから抽出）、スズ（錫石から抽出）、タングステン（鉄重石から抽出）、および金が含まれます。対象国には、DRC および DRC に隣接するアンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビアの各国が含まれます。



この規則は、2013年1月31日以降に製造されたすべての製品に適用されます。



紛争鉱物の特定とその使用を米国政府に報告する目的で、新規サプライヤーは FOTL が Excel 形式で配布する紛争鉱物アンケート（以下、紛争鉱物アンケート）に記入し、各サプライチェーンの評価を受ける必要があります。新しい紛争鉱物アンケートに回答してもらうために、サプライヤーおよびライセンシーが定期的選ばれます。このアンケートへの記入は、過去のアンケートの全回答の精度および完全性の承認と確認を行ううえでも役に立ちます。加えて、すべてのサプライヤーとライセンシーに対し、常に各自のサプライチェーンを点検し、紛争鉱物の使用が判明した場合や紛争鉱物アンケートに正しくまたは完全に回答できないような任意の事態が発生した場合は、速やかに当社に通知することを求めます。

セキュリティ

米国国土安全保障省と税関国境保護局（CBP）は、テロリズムに対する貿易経路の安全を確保し、米国の国境を守ることを目的として、テロ行為防止のための米国税関産業界提携（「CTPAT」）を立ち上げました。CTPAT プログラムはこの政府主導の取り組みを支援するよう貿易業界に呼びかけ、米国国内外のサプライチェーンのセキュリティを強化するよう求めています。



これらの取り組みの一環として、米国行き貨物を取り扱うサプライヤーは以下の要件に従う必要があります。

- 米国行き貨物を取り扱うすべてのサプライヤーは、毎年 FOTL の CTPAT セキュリティ・ワークブック（以下 CTPAT セキュリティ・アンケート）に記入する必要があります。
- 米国行き貨物を取り扱うすべてのサプライヤーは、CTPAT 認定の ISO 17712:2013 高セキュリティシールを使用する必要があります。
- すべてのサプライヤーは、コンテナごとにコンテナ検査 & シール検証チェックリストに記入し、サプライヤーポータルでコンテナチェックリスト文書タイプを選択してチェックリストをアップロードする必要があります。
- 米国行き貨物を取り扱うすべてのサプライヤーは、第三者の監査会社が実施するセキュリティ監査を受ける必要があります。この要件のコンプライアンスには、SCAN または WRAP のセキュリティ監査の使用が認められます。

CBP は、米国行き貨物を取り扱う FOTL のサプライヤーのいずれか 1 拠点で CTPAT による検証を定期的に実施し、サプライヤーのセキュリティ対策を評価します。

行動規範の遵守のモニタリング

監査

工場および下請け業者は、以下の第三者によるコンプライアンス基準の監査を通じて、FOTL 行動規範の構成要素を遵守しているか評価を受ける必要があります。

- Business Social Compliance Initiative (BSCI)
- ELEVATE Responsible Sourcing Assessment (ERSA)
- SMETA (Sedex Members Ethical Trade) 監査の 4 領域
- Workplace Conditions Assessment (WCA)
- Worldwide Responsible Accredited Production (WRAP)



監査の費用はサプライヤー負担で、監査が実施される前に速やかに支払う必要があります。 なお、FOTL は、当社の費用で抜き打ち監査をスケジュールする権利を有します。

初回発注前に、工場および下請け業者は監査を通して、FOTL が重大指摘事項またはゼロトランス事項（以下の太字の事例）とする問題がないことを証明する必要があります。

安全衛生

1. 差し迫った危険な労働条件
2. 作業時間中に非常口が施錠されている
3. 設置が法的に定められている火災警報器や消火器が設置されていないか故障している
4. 生産現場に子供が出入りしている（作業には従事していない）
5. 工場が工業用建物または住宅用建物建設としての法的認可を受けていない

児童労働

6. 児童労働を目撃した
7. 過去 12 か月間に児童労働が行われていた証拠が見つかった
8. 未成年者の就労制限を遵守していない

強制労働

9. 囚人労働、年季奉公労働、奴隷労働、拘束労働（北朝鮮国民、ウイグル人、新疆ウイグル自治区のその他のイスラム系少数民族の雇用も含まれる）
10. 工場が労働者の個人識別書類を所持している
11. 人材採用または雇用の目的で支払われる手数料、税金、預託金、保証金（違法な給与控除も含まれる）を、労働者が負担している
12. 実際の雇用条件が採用時に締結した契約書の条件と一致していない
13. 就業後や無給休暇中に労働者が工場を退勤できない

ハラスメントまたは虐待

14. ハラスメントの兆候
15. 虐待の兆候
16. 強引な、または性別に不適切なセキュリティ慣行が実施されている

労働時間

17. 在宅ワーカーを違法または無許可で使用している
18. 労働時間記録が不完全、入手できない、または 12 か月以上記録されていない（立ち上げからの期間が 12 か月未満の工場の場合は、操業開始時からの記録がない）

19. 労働時間記録が改ざんされている、または労働時間数に関する正確な情報が欠落している

報酬

20. 賃金支払記録が不完全、入手できない、または 12 か月以上記録されていない（立ち上げからの期間が 12 か月未満の工場の場合は、操業開始時からの記録がない）

21. 賃金支払記録に、労働時間、賃金率、項目別控除、その他の法的に定められている記載項目などの情報が欠落している

22. 賃金支払記録が改ざんされている、または労働時間数に対する適切な賃金支払を確認できる正確な情報が欠落している

23. 法定最低賃金が支払われていない（研修中または保護観察中の労働者も含まれる）

24. 法定残業代、休日労働手当、休日手当が支払われていない

25. 賃金の遅配

結社の自由および団体交渉

26. 結社の自由、団体交渉権が否定または制限されている

27. 労働組合に混乱を生じさせるために、経営陣が生産を転換または停止すると脅迫している

28. 経営陣が労働者代表選挙や労働組合選挙に干渉した

29. 現職または将来の労働者や労働組合の代表者に対する差別、ハラスメント、虐待が確認された

30. 経営陣が特定の労働組合他の労働組合より優遇している

環境の持続可能性

31. 廃棄前に固体、液体、または大気汚染物質を適切に処理していない

企業倫理

32. 監査チームが工場に立ち入るのを拒否する

33. 賄賂、汚職、恐喝、横領、その他の倫理に反する行為

34. 監査チームがインタビューする相手を独自に選択できない

35. インタビューを受ける被監査者が、経営陣から指導を受けたり脅迫されたりした

下請け業務

36. 下請け業者の不正使用

発注を継続するには年次監査が必要であり、要請があればソーシャル・コンプライアンス監査の書類をすべて提出していただく必要があります。サプライヤーは、CAP で特定されたあらゆる指摘事項を改善する責任があります。当社では、FOTL 行動規範または現地の法律（従業員にとってより高レベルのメリットを提供する方）の遵守に向けて、サプライヤーが努力することを求めます。

工場訪問

FOTL の社会的責任チームは、年間を通じて訪問先となる工場のサンプリングを行っています。工場訪問では、安全ウォークスルー、監査で指摘された事項の改善支援、監査の準備状況、FOTL 行動規範ベンチマークの遵守が確認される可能性があります。各工場はすべての建物への入場と、関連記録へのアクセスを許可し、訪問で発見された事項をすべて是正しなければなりません。

サプライチェーンマッピング

当社のサステナビリティ計画、「Fruitful Futures」では、透明性の高いサプライチェーンから持続可能な方法で調達を行うための当社の取り組みが示されています。2025 年までに、当社のサプライチェーンの 100% を原材料とマッピングする意向です。これは、CBP が課す要件に関連する重要なステップであり、また、当社製品がどこで生産され、どのような生産条件が守られているかを理解するために当社が取り組んでいる活動における重要なステップでもあります。

 最終仕上げ工場から、装飾品を含む原材料（アパレル商品の縫い糸やゴム、ハードグッズのナット、ボルト、プラスチック、ゴム、レザーなど）のサプライヤーに至るまで、サプライチェーン全体の原材料の調達元を特定するために、操業中の全工場においてサプライチェーンマッピングのスプレッドシートを完成していただく必要があります。また、サプライチェーンに関する FOTL のアンケートにご回答いただくこともあります。サプライチェーンの段階にかかわらず、宣誓供述書やその他のビジネス文書（発注書、請求書、支払証明、領収書、輸送書類、生産報告書など）の提出を任意に求められる可能性があります。CBP によってコンテナが保留された場合、当該書類の提出は必須となります。こうした書類の提出を要請された場合、20 日以内にサプライチェーンの全ビジネスパートナーから入手する必要があります。

通商制限対象国

FOTL 製品を製造する工場および下請け業者は、以下のいずれの国にも所在してはなりません。

- カンボジア
- エチオピア
- ミャンマー

その他の情報やご質問については、FOTL 社会的責任チームの担当者にお問い合わせください。